

労働基準法の一部を改正する法律案（仮称） 骨子案（未定稿）

一 労働時間の延長の上限規制

労働基準法第36条第1項の協定による労働時間の延長は、一定の場合（※）を除き、1か月について45時間、3か月について120時間、1年間について360時間を超えてはならないこと。

※ 現行の限度基準（告示）で延長時間の限度の適用が除外されている自動車の運転の業務等を除外することを想定。

二 インターバル規制

使用者は、一定の場合（※）を除き、厚生労働省令で定めるところにより、労働者ごとに始業から24時間を経過するまでに11時間以上の継続した休息時間を確保しなければならないこと。

※ 必要最小限の例外とすることを想定。

三 罰則

所要の罰則を整備すること。

四 施行期日等

- 1 この法律は、●●●から施行すること。
- 2 この法律の施行後、二については、その例外の範囲を縮小する観点から検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 その他所要の規定を設けること。